

埼玉県こども会議設置要綱

（設置目的）

第1条 埼玉県のこども施策（以下「こども施策」という。）について、その策定や実施、評価にあたり、施策の当事者であるこどもたちの意見を反映することを目的として、こどもたちが意見を表明するための「埼玉県こども会議」を設置する。

（委員）

第2条 会議は、県内在住または県内在学の小学生から高校生相当年齢までの者を委員として構成する。

2 委員の人数や募集・決定方法等は年度ごとにこども政策課長が定める。

（会議）

第3条 会議はこども政策課長が開催する。

2 会議の議題とするこども施策は、年度ごとにこども政策課長が決定する。

（庶務）

第4条 会議の庶務は、埼玉県福祉部こども政策課が行う。

（意見の取扱い）

第5条 県はこども会議が県に対して発表した意見交換の結果等を考慮し、こども施策の策定や実施、評価を行う。

（実施状況等の公表）

第6条 県はこども会議の実施状況や意見の取扱いの考え方等について、県のホームページ等で公表するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、こども政策課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月20日から施行する。